

台湾民事訴訟法における 裁判官の釈明義務の発展について

沈 冠 伶

(梁 贊 訊 松村和徳監訳)

一 はじめに

民事訴訟における裁判所と当事者との役割分担は、従来より民事訴訟制度の核心的問題である。従来の理論によれば、民事訴訟手続は、処分権主義及び弁論主義に支配されている。すなわち、当事者が訴訟の開始、訴訟物の特定、及び訴訟の終結を決め（処分権主義）、そして、訴訟物たる法律関係を認定するために依拠する事実、証拠の提出責任を当事者が負う（弁論主義、当事者提出主義）のである。しかし、裁判所は、完全に消極的、受動的であるのではなく、釈明義務を負う。裁判所の釈明に関する規定は、ドイツでは民事訴訟法のマグナ・カルタ（Magna Charta）と比喩され、重要な役割を担っている。ところが、その範囲、限界をいかに定めるかについては、激しく議論されている。台湾民事訴訟法は、2000～2001年に、争点の集中的裁判を改革の方向とした重大な改正を行い、裁判所の釈明に関する規定もいくつか改正された。本論文は、台湾民事訴訟法におけるこの釈明規定の改正趣旨、法理論的基礎及びその特色を分析することを目的とする。

二 台湾民事訴訟法の改正及び 釈明義務に関する最高裁判所の裁判の傾向

台湾の裁判実務において、旧民訴法第199条の釈明規定の適用に関しては、消極的かつ保守的であった。旧法時代の最高裁判所は、釈明により訴えの追加、変更、反訴又は新しい訴訟資料の提出を促すことに関して拒否という厳格な態度を採ってきた。例えば、最高法院⁽¹⁾64年台再字第156号判例において、最高裁は、「訴訟中に事情変更があった場合において、最初の申立てを別の申立てに交換するか否かは原告の自由意思により決められるものであり、裁判所は、これについて釈明義務がない」と判示した。最高法院67年台上字第425号判例では、「反訴の提起は、裁判長の釈明権の行使の範囲に属しない。上訴人が、原審において裁判長が釈明権を行使せず、地役権登記請求の反訴を提起させなかったと主張するのは、明らかに法令違反ではない」とされた。また、最高法院71年台上字第2808号判例においては、「民事訴訟は、弁論主義を採る。判決の範囲及び判決基礎としての訴訟資料は全て、当事者の申立て及び主張に限っている。裁判長の釈明義務又は釈明権の行使も弁論主義の範囲に限るべきであり、その範囲を恣意的に超えてはならない。さもないと、法令違反に該当する。そのため、裁判長は、当事者に新しい訴訟資料を提出させる釈明義務がない」とされた。学説の多くは、これらの判例について批判的であった。

2000年民事訴訟法の改正は、釈明の原則規定（民訴法第199条）について修正を加えて、裁判所が当事者に対して「法律上陳述」について発問又は教示しなければならないとした。個別の釈明規定（民訴法第199条ノ一、第244条第4項、第247条第3項）、および集中審理のため証拠調べの前の争点釈明も追加し、疑問を生じないようにするために、釈明事項についてもよ

(1) 判例の名において、最高裁判所を最高法院のまま翻訳する（訳者）。

り具体的な規定を置いた。この点は、ドイツと日本等の規定状況と異なっている（ドイツ民訴法第139条，日本民訴法第149条）。前掲判例の立場は，民訴法第199条ノ一の訴訟物に関する釈明規定に合致しないため，2001年に最高法院90年度第三次民事庭会議の決議により，以後，援用しないようになった。

ドイツは，2001年にドイツ民訴法139条の釈明に関する規定を改正した。すなわち，旧ドイツ民訴法278条3項の不意打ち裁判防止に関する規定を民訴法139条に組み入れ，裁判所が訴訟資料について事実上及び法律上全面的に検討しなければならないことを強調し，この点に関する当事者の関与も強化した。これによって，敗訴判決の納得度を高めることにしたのである。しかし，多くの観点から，釈明規定に関してのこの改正は，未だにドイツ法における釈明義務の範囲を改変又は拡大しておらず，実質的な変化が見られないと評価されている。日本においては，釈明は，裁判所の義務と定めておらず，裁判所の権限としてのみ規定している（日本民訴法149条1項）。したがって，裁判所の釈明は，義務であるかまたは権能であるかの争いが生じた。裁判実務において，裁判所が釈明しないことを違法と認められた判例もあるため，最近では釈明義務を明らかに定める旨の意見も見られる。これに対して，台湾民訴法は，すでに釈明が裁判所のなすべき義務と規定し，実務の確認も得られた。最高法院102年度台上字第518号判決において，「民事訴訟法199条2項の釈明権の行使に関する規定は，裁判所の権能だけではなく，義務である」と示された。要するに，台湾民訴法及び実務は，裁判所が民事訴訟において積極的に協力・関与することを要求し，重視するのである。

台湾民訴法は，民訴法199条を改正する以外に，民訴法199条ノ一を新設した。本条は台湾の独自の規定であり，ドイツにも日本にもそのような規定がない。民訴法199条ノ一は，民訴法199条の補充又は解明的規定であり，重要な意義を有している。その原因は，台湾旧民事訴訟法199条において，ドイツ，日本及び韓国と類似の釈明規定を置いていたけれども，前

述のように、実務において、その規定に関して厳格な解決論を採ってきた点にある。この点において、ドイツ法と違って、訴えの変更に関する積明ができるか否かの解釈には争いがあった。他方、訴訟物の概念に関して、ドイツ通説の二元説と違って、旧訴訟物理論を採った場合には、訴えの変更に関する消極的積明説を採れば、紛争が一つの訴訟手続により徹底的に解決できない状況は、もっと厳しくなる。台湾法においては、解釈論により実務の難問が解決できないため、立法により民訴法199条ノ一を新設し、裁判所の積明義務を明記したのである。その一方で、この規定は、ドイツ法と比べて、当事者の訴訟物に関する決定をより尊重し、積明によって当事者の訴訟物に関する特定及びその範囲を明らかにし、ドイツの学説（主観説）における訴訟物の不明確性の問題を避けることもできるのである。

民訴法199条ノ一の適用に関しては、その法律の施行から2015年12月31日まで、最高裁判所において、96件の判決が本条の規定に言及した。原審裁判所が本条の規定に依らず、原審判決が廃棄された判決、またはその他の理由で廃棄され、差戻し前に本条の規定を注意しなければならないと指摘する判決が80件もあった。積明義務を尽さないために差し戻された事件は、差戻事案（324件）の25%を占めた。その内、民訴法199条ノ一の適用に関しては、83%占めるほどであった。つまり、最高裁判所は、立法趣旨を実現するために、下級審が本条規定に従うことを促したのである。

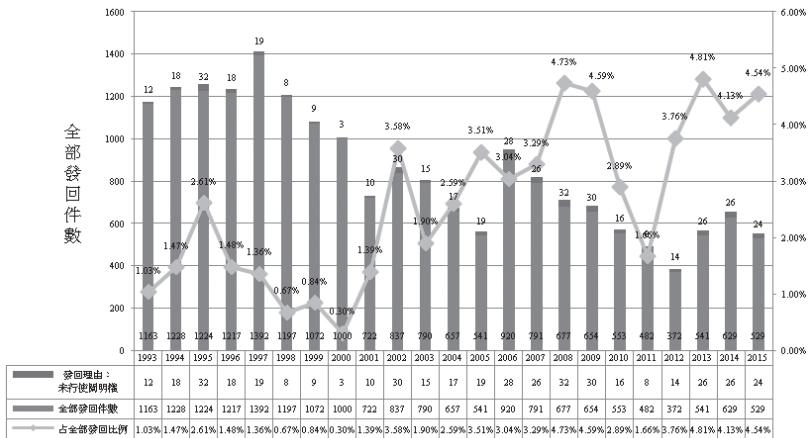
さらに、法的问题の積明に関しても、民訴法199条改正後、台湾最高裁判所が下級審裁判所に本条の遵守を要求する判決は多く見られている。例えば、最高法院103年台上字第145号判決において、以下のように、裁判所は、積明によって当事者と討論し、そこでは法的争点の指摘も含め、不意打ち裁判を防止する旨を示した。

「受訴裁判所が充実した口頭弁論の内容に基づき、当事者の手続権を保護し、不意打ち裁判を避け、証拠調べの前に事件の情勢により訴訟指揮権を行

使し、当該訴訟に関する争点を整理する手続を行い、かつ法的争点及びその他の攻撃または防御方法上の争点をそれぞれに当事者に指摘する。…とりわけ、当事者双方が紛争事実についての法律関係に関して合致するが、受訴裁判所が当該法律関係に関する認識は、当事者双方の認識と違った場合には、裁判所自身の認識を適時、適度に開示しなければならない。これにより、当事者双方が適切かつ完全に弁論できる。したがって、このような手続こそ適切であると言える。

上訴人は、第一審において双方の契約が委任契約であり、当該契約の第24条が、受任人はいつでも契約を終了することができるとする強制規範を違反したことにより無効になったと主張する。原審裁判長は、101年12月25日の口頭弁論期日において契約及び契約履行の保証金の性質について書面で求釈明した後、双方当事者とも、当該契約を賃貸借契約と認め、また、履行保証金を敷金と認めた。そして、これに基づいて攻撃防御方法を提出した。しかし、原審は102年1月17日の準備手続の再開から口頭弁論の終了まで、係争契約を委任契約と認める心証を開示しておらず、双方当事者に係争契約が委任契約であることに基づいて攻撃防御方法を提出させないまま、判決をしたことは、正当であると言えない。」

最高法院因原審違反闡明義務而發回之狀況



前述したように、2000年以前の旧法時代には、最高裁判所が釈明規定の違反により下級審の判決を廃棄する事件は、1993年から2000年にかけてその比率が減る一方であり、2000年は0.3%で最も低い状況であった。しかし、2000年法律改正後、旧法時代より廃棄事件の比率は著しく上がり、これは釈明義務の改正と相当な関連がある。

三 裁判官の釈明義務に関する規範の目的

(1) 審問請求権の保障及び不意打ち裁判の防止のための釈明

裁判官の釈明事項は、裁判所と当事者との権利・責任関係により、処分権主義、弁論主義（協同主義）及び法律適用（法的観点）という三つの方面に係っている。旧法において、台湾実務は、弁論主義に関わる範囲（すなわち事実と証拠）に関する釈明を重視していた。しかし、新しい民事訴訟法において、処分権主義に関わる訴訟物（民訴法199条ノ一）及び法律上の陳述（民訴法199条）が釈明の対象となる旨が明らかに定められており、法律問題の釈明は、しばしば訴訟物の特定に関連している。したがって、当事者による決定事項（訴訟物、事実、証拠）についても、裁判所による決定事項（法適用）についても、訴訟における裁判所の釈明によって、当事者と裁判所との討論を促し、当事者に適切かつ完全に弁論できるようにさせているのである。確かに、一方で、訴訟物としての法律関係は何であるか、裁判の根拠としての事実、証拠は何であるか、その決定は、当事者が主導する。そして、裁判所の釈明は、当事者の決定の権能を奪うわけではなく、あいかわらず当事者により特定された訴訟物に拘束されている。しかし、裁判所の釈明によって、当事者は、手続状況を十分に認知し、かつ情報の透明化の下、実体利益と手続利益を考慮した上で、手続の決定（訴えの追加、変更又は事実、証拠の提出）を適切に行えるのである。この場合に、当事者は、自己責任を負う。他方で、法適用は裁判官の職責であり、当事者の主張に拘束されないが、当事者の主張した事実がいかなる法

律を適用するかについて、裁判所の意見が当事者らの見解と異なると、裁判所が直接に判決を下す場合には、不意打ち裁判になるかもしれない。当事者も裁判の前に当該法の見解が適切であるか否かにつき十分に弁論する機会がないため、審問請求権の保障が十分でない恐れもある。それゆえ、裁判所の法の見解が裁判にとって重要である場合にも、釈明が必要となるのである。

台湾民事訴訟法における裁判所の釈明は、当事者の手続基本権を保障するためであり、審問請求権の保障の手段として、不意打ち裁判を避けることを目的とする。手続情報が透明な環境に当事者を置くことで、当事者は、自分の実体利益と手続利益を考えることができ、手続上適切な決定、選択ができるのである。裁判所は、紛争が効率的に解決できるように当事者に協力する。つまり、事実の発見、又は当事者間の不平等を調整することだけでなく、当事者の身分、地位、代理弁護士の有無にかかわらず、釈明要件を満たす場合には、裁判所は、つねに釈明義務を負うのである。代理人弁護士のいる場合には、裁判所の釈明の方法は必ずしも、当事者本人のみの場合とは同様ではない。弁護士の責任も、法律問題についての裁判官の専権性または解明義務の有無により違うのではない。しかし、裁判所の釈明は、弁護士の責任を明らかにすることができる。釈明後、弁護士のなした訴訟行為は、もし弁護士がその注意義務に違反すれば、契約上の責任を生じ、更には、弁護士倫理に反することにもなる。

(2) 争点の整理及び訴訟の促進のための釈明

台湾新民訴訟法は、争点集中審理制度を採った。裁判所は、事件の性質と複雑性によって、適切な口頭弁論前準備方法を定める。このように、争点を集中して、証拠調べを行い、手続の分散化を避ける。受訴裁判所は、各事件において、証拠調べと口頭弁論の前に、当事者と協力して争点を整理しなければならない。そして、順次、重要な争点一訴訟物を特定し、これを基にした関係事実、証拠及び法律上の争点一を整理するのである。裁判所

は、各争点について、証拠調べの前に当事者に指摘しなければならない。この指摘により、裁判所は、当事者双方に事件の争点及び証拠と証明すべき事実との関連性（民訴法296条ノ一の立法理由を参照）を明らかにさせる。また当事者に準備書面の交換を命じる必要があるれば、裁判長は、その詳しい説明事項について提出することを要求する（民訴法268条）。それは、当事者双方間での自由な交換ではない。その提出理由は、争点の抽出と要約が難しく、主張と立証も漫然になるかもしれないという点にある。争点集中審理制度のもとでの、台湾の民事訴訟の枠組みは、ドイツと日本と類似する。台湾の民事訴訟は、起訴後に裁判所が接続の期日に審理を行い、アメリカのような審理する前の段階で、当事者とその弁護士が自分で争点を整理するモデルを採用しなかった。

集中審理制度における失権制裁は当事者の手続権及び裁判結果に重大な影響を与えるため、当事者の手続上の義務を具体化しなければならない。これにより、当事者にとって、義務違反の制裁が予見できるようになった。前述した争点の整理、期日の定め及びかかる審理活動の計画（審理計画）は、当事者の義務を明らかにする機能を持っており、失権制裁の妥当性に関する議論を回避ができる。裁判所は釈明により争点を整理し、なお会話式の民事訴訟手続を行うことは、すでに台湾最高裁判所に認められている。

例えば、最高法院99年台上字第2317号判決において、以下のように判示した。

「…裁判所は、争点を整理する時には、もし事実主張及び証拠の提出に関する認識・判断（心証又は法的観点）を当事者に説明・討論できれば、必ず当事者にとって実体利益（真実獲得の利益）と手続利益（異議のない提出を避けることにより節約した労力、時間、費用）とのバランスを図ることに役に立つことになる。なお、これでもって、裁判所の不意打ち判決を防止し、争点の要約の協議を促すことになる。前述した証拠上争点の指摘は、当事者の申し出た証拠と証明すべき事実との関連に関する証拠評価を適時・適度に

開示することまで含めている。当事者双方が事件の争点及び申し出た証拠と証明すべき事実との関連を明らかにしてこそ、証拠調べは始められる。さらに、これにより、当該訴訟関係に関する事実と法律について適切・完全な弁論がなされるのである。」。

(3) 訴訟物の特定のための釈明：民事訴訟法199条ノ一の特別目的

①当事者は一つの手続により紛争を徹底的に解決できるよう協力する

裁判所が、原告の主張した事実に基づき、それが原告の主張しなかった(又は怠った)その他の法律関係(請求権)に該当すると認定する場合には、それはそもそも法律適用の問題に係る。したがって、裁判所は民事訴訟法199条により釈明できるが、旧訴訟物理論を採った場合においては、訴えの変更又は追加に関する釈明ができるか否かにつき議論が生じる。当該論点を解決するために、民事訴訟法199条ノ一が新設されたのである。そして、その立法理由は以下のようものである。

「訴訟制度の紛争解決機能を拡大するため、もし原告の主張した事実が、実体法において数個の法律関係を主張できるが、原告が主張できることを知らない場合に、裁判長は、原告に対し当該訴訟においてその主張と一緒に主張することを指摘しなければならない。これにより、当事者は、一つの訴訟手続により紛争を徹底的に解決することができる。台湾民事訴訟法は、当事者処分権主義と弁論主義を採ったため、当事者がいかなる法律関係を主張したいか、及び訴の変更又は追加を為すか否か、原告がその実体利益と手続利益を検討することにより決めるべきである。」

訴訟物と申立ての特定は、原告の権利・責任であるため(民訴法244条1項)、訴訟物と訴えの申立てが訴訟上の請求を構成し、裁判所は、原告の特定した申立て及び訴訟物に拘束され、原告の請求の範囲に限り裁判をなす(民訴法388条)。この点について、争いはない。ただ、原告のなしたい訴訟上の請求が何であるかは、訴訟物概念の論争により、見解が違ってくる。民事訴訟法199条ノ一の主要な目的は、裁判所の採用した訴訟物理論

を問わず、裁判所の釈明によって、当事者に一つの訴訟手続により紛争を徹底的に解決する機会を与えることである。裁判所の審理の対象としての訴訟物は何であるか、訴の変更・追加及び反訴の提起を為すか否かは、当事者の自由意思により決められるため、処分主義に反することはない。しかし、旧法と比べて、当事者のみに責任を負わせるわけではなく、裁判所が訴訟物を明確することについて当事者と協力することが強調される。

最高法院103年度台上字第2649号判決は、この点につき、以下のように判示した。

「本条の立法趣旨は、当事者が一つの訴訟手続により紛争を徹底的に解決することに便宜を図ることである。集中審理の目標を目指すため、訴訟経済及び手続利益保護の原則に、裁判官の釈明義務を重ねるのである。つまり、裁判官は当事者と協力し、訴えの変更・追加に関する情報を提供することを要求し、当事者の手続選択権を保護し、実体利益と手続利益への追及及び訴えの両者のバランスを取る機会を適宜を与えるのである。そのため、本件において、当事者が主張した所有権及び不当利得の法律関係、贈与契約及び民法425条の一の賃貸料給付請求を除き、最高裁判所は、贈与契約に基づき遅延給付により生じる損害の賠償請求（民法231条1項）が主張できるか否かについて釈明しなければならない。」

②当事者は訴訟物の特定化及び明確化に協力する

訴訟物概念について、台湾民訴法は、日本と同様で、ドイツから継受するが、その中には相違もある。訴訟物を定義することは、訴訟目的及び法政策の価値判断により影響される。換言すれば、全面的に紛争を解決することを訴訟目的とすれば、又は司法資源（訴訟経済）を節約する公益を強調すれば、手続の集中及び一つの手続により紛争を徹底的に解決することを追求することになる。したがって、訴訟物の定義も広くなる一方で、生活事実の全体を訴訟物とし、また当事者に請求の併合又は反訴を要求し、当事者にとって、再び訴訟において紛争の集中審理をなす義務を負わせる。アメリカ民事訴訟手続は、その一例である。これに対して、法典化し

た実体権利概念の影響の下で、個人の権利の実現を訴訟の目的とする場合には、訴訟物の定義が狭くなってくる。

訴訟物の定義は法的概念であるけれども、当事者の権利処分に対する自由に対する尊重及び手続権の保障に基づき、各事件において、訴訟物の確定は、あいかわらず当事者の意思により決まる。そのため、訴訟物概念の要素には、当事者（原告）の紛争解決の意思、その主張の原因事実及び申立て（法的効果）があり、その三つの要素が揃って訴訟物を確定する。従来は、訴訟物の概念の要素に当事者の意思（主観要素）を含めておらず、客観要素のみで訴訟物を確定した。このような方法によって、手続上生じた一切の問題（重複訴訟であるか否か、訴えの変更・追加又は反訴できるか否か、既判力発生後の訴訟の許否）を解決することには、限界があった。訴訟物の特定の権利・責任は、原告に属する（反訴の原告も含む）以上、申立てが単一であるが、実体法において数個の請求権が成り立つ場合には、訴えの併合になり得るか、又は単一の訴えをなすかについては、原告の手続に関する処分意思を尊重しなければならない。ここには、相対性があるため、訴訟物理論の単一意義により決定することは適切ではない。そのため、民事訴訟法199条ノ一の釈明の目的は、ただ原告に訴えの変更・追加をさせることだけでなく、原告の意思を明らかにすることも目指している。なぜなら、原告がいかに訴訟物を特定するか（複数であるか単一であるか）に関する事情は、裁判所及び原告・被告に対し、手続の透明化・明確化を促すことができるからである。「実体請求権の個数」により訴訟物を確定し、訴訟物が複数存立しうる場合には、原告は、訴えの併合又は新しい請求に関する追加・変更をなすかもしれない。もし原告がその中の一つだけを申し立てる意思を有するならば、裁判所は、その他の個別的な請求権を併合して裁判することができない。しかも、釈明により原告の意思が明らかになるため、それは、被告に対しても、反訴の提起により紛争を一つの手続で解決する機会を与える。しかし、原告がその申立てにおいて一つの紛争により訴訟物を確定し、一つの手続により紛争を解決する場合には、本件

紛争における全ての主張可能な権利の根拠及び事実が含まれている。原告がこのように訴訟物を特定した後は、最終口頭弁論期日に提出されなかった事実及び法律上の根拠は、判決が確定する時には、原則上、提出できないわけである。

台湾もドイツも、民事訴訟法において訴訟物の用語及びかかる規定が規定されているが、両国の実務における差異及び関連制度（例えば、弁護士代理及び弁護士責任、訴訟保険）の相違に基づき、新しい訴訟物理論の二元説又は一元説を修正せずに直接採用すれば、その適切性には疑いがないわけではない。台湾民訴法は、より緩和した方法により、当事者の手続処分権を尊重する。裁判所の釈明により、当事者の訴訟物特定に協力し、複数の訴訟物を確定した場合にも、一つの手続により紛争を徹底的に解決することができる。

しかし、裁判所の釈明にも制限があり、裁判所の義務として、以下の要件がある。訴訟物の釈明義務に関しては、その要件は以下のように見られる。

- 第一、原告の申立て（請求の趣旨）及び事実上の陳述によること
- 第二、複数の法律関係が主張できること
- 第三、その主張が不明瞭又は不完全であること（民事訴訟法199条ノ一）

例えば、手形の請求及びその原因関係の請求の事件において、裁判所が釈明すべきか、各事件の事情を区別して決めなければならない。例えば、以下の各事情に基づいて分析することにする。

第一の事情：甲は、2016年6月5日に乙に対し訴えを提起し、乙が甲に対し40万円の台湾ドルを給付することを命じる判決を請求すると申し立て、次の事実と理由を主張した。「乙は2014年6月5日に、甲から40万円借り、双方が同年10月5日借金を返すと約束した。甲が金銭を引き渡してから、乙が将来返金のため、同じ金額で10月5日の期日で記入された小切手を発行した。しかし、期限が到来しても、小切手は呈示により振出できなかった。したがって、小切手振出給付請求権により請求した。」と。こ

の場合において、原告は、既に借金返還請求権に関する事実（金銭交付、返金の合意、期限が到来したが履行しなかった）に言及した。それゆえ、裁判所は、借金返還請求権に関して主張できると認めるけれども、原告が主張の意思があるか否か、不明瞭な事情に該当するため、釈明しなければならない。

第二の事情：もし原告が陳述した事実が「乙は、2014年6月5日に金額40万円で、10月5日の期日を記入された小切手を発行した。しかし、期限が到来し、小切手の呈示により振出できなかった。したがって、小切手振出給付請求権により請求した。」のみである場合、つまり、原告が借金返還請求権を生じる事実について陳述せず、原告の陳述した事実により小切手の法律関係のみ主張できる場合には、裁判所は、借金返還請求権の主張を釈明する義務はない。

第三の事情：原告が陳述した事実は第二の事情と同様であるが、被告が原因関係の抗弁を主張した。すなわち、当該小切手は借金を返還するために使用されたけれど、原告が小切手を受けた後で、約定のとおり原告は金銭を振込することはしなかった、と。原告が被告の抗弁を否認し、金銭を交付したと陳述した。この時、原告はもう借金返還請求権の事実を訴訟上陳述したことになるため、かつ、いわゆる「事実上の陳述」が提訴の時、訴状に記入された原因事実に限らず、なお原告が訴訟中提出されたものも含めているため、裁判所は、原告に対し、借金返還の請求を為すか否か、被告に対しては、当該抗弁に対しての防御方法があるか又は借金返還請求権が存しないとの反訴をなすか否かについて、釈明しなければならないのである。

四 おわりに

前述したように、釈明に関する規定に基づき、台湾民事裁判所は、裁判官の役割としては、訴訟秩序を維持する「競技裁判者」としての役割を担

うではなく、当事者の争点の整理に協力する「手続管理者」としての役割を割り当てる方向に向かった。裁判所の協力は、民事裁判の各方面に係っている。争点を整理する時に、裁判所は、まず当事者が訴訟物を特定するように促し、それから事実、証拠及び法律上の争点を整理しなければならない。そのため、裁判所は、事実と証拠に関する事項を釈明するだけでなく、訴訟物の特定及び法的争点に関しても釈明しなければならない。当事者の基本な手続権保護及び実体利益と手続利益のバランスを取る機会を与える目標を目指して、争点の要約を促し、紛争の一回的解決に導くことは、裁判所の負担を減らすこともでき、有限の司法資源を合理的に分配できるのである。この裁判所の協力は、当事者の訴訟上の処分権を代えることなく、職権主義又は職権探知主義を採って裁判所の負担を重くすることもなく、実は、不意打ち裁判を避け、当事者が透明な手続情報に基づき処分・決定できるようにさせるのである。これによって、当事者が自分の負うべき責任について、もっと明らかにでき（事案説明協力義務、訴訟促進協力義務などが含む）、既判力の範囲も確認できる。そして、再び訴訟提起に科する失権の制限を正当化することもできる。民事訴訟法199条ノ一は、台湾特有の規定であり、訴訟物の特定に関しては、裁判所が当事者（本訴の原告、反訴の原告すなわち本訴の被告を含む）と協力し、明らかにさせるよう要求する。裁判所の採った訴訟物概念を問わず、当事者が一つの手続により紛争を解決することができる機会を与えるべきである。他方、ドイツの二元説よりも、当事者の手続上の処分権をより重視する。もし原告が裁判所に小さな範囲における訴訟物を審理させたければ、被告が反訴のみによりその範囲を拡大することができるにすぎない。このようにして、関連性を持っている法律関係が一つの手続により、裁判所の裁判で解決でき、これは、手続主体への尊重及び当事者の訴訟権の平等的保護の意義を持っているのである。

付録

台湾民事訴訟法

第199条

1. 裁判長は、当事者に訴訟関係における事実及び法律に関して適切かつ完全な弁論をさせることに注意しなければならない。
2. 裁判長は、当事者に対して発問または指摘して、事実及び法律上の陳述、証拠の申立て、又はその他必要な申立て及び陳述をさせなければならない。その申立て又は陳述が不明瞭又は不完全である時は、これを釈明又は補充させなければならない。
3. 陪席法官は、裁判長に告げてから当事者に対して発問、または指摘することができる。

第199条ノ一

1. 原告は、申立て（請求の趣旨）及び事実上の陳述に基づいて、複数の法律関係を主張することができ、しかも原告の主張が不明瞭又は不完全であるときには、裁判長は指摘して釈明または補充をさせなければならない。
2. 被告が原告の請求を消滅または阻害する事由があると主張し、それが防御方法となり、又は反訴の提起に疑問があるときには、裁判長はそれを釈明しなければならない。

第244条

1. 訴えの提起は、訴状によって次の各号の事項を表示し、裁判所に提出して行わなければならない。
 - 一 当事者及び法定代理人
 - 二 訴訟物及びその原因事実
 - 三 判決を受けるべき事項の申立て
2. 訴状には、裁判所の管轄及び適用すべき手続を定めるために必要な事項を記載することを要する。
3. 第265条所定の口頭弁論準備のための事項は、訴状に記載することを要する。
4. 本条第1項3号の申立てに関しては、金銭損害賠償の訴えにおいて、原告

が本条第1項2号の原因事実の範囲に限り、全ての請求の最低金額のみ表明し、しかも第一審口頭弁論終了前に、その申立てを補充することができる。補充しない場合に、裁判長は、補充できると告げなければならない。

5. 前項の場合に、その最低金額により訴訟手続を適用する。

第247条

1. 法律関係の成立又は不成立に関する確認の訴えは、原告が即時に確認判決を受ける法律上の利益を有するのでなければ、提起することができない。証書の真否の確認又は法律関係の基礎事実の存否の確認の訴えも同様である。

2. 前項における法律関係の基礎事実の存否の確認の訴えは、原告がこれ以外の訴訟が提起できない場合に限る。

3. 前項の場合に、同じ訴訟手続を利用しその他訴訟を提起することができる場合には、裁判長は、その旨を釈明しなければならない。原告が、その釈明により訴えの変更又は追加する時には、第255条1項前段規定の限りではない。

第268条

裁判長は、口頭弁論の準備がなお十分でないと認める時は、期間を定めて当事者に第265条から第267条までの規定により記載の完全な準備書面又は答弁書の提出を命ずることができる。かつ特定事項について使用した証拠の詳しい説明又は申立てを命ずることができる。

第296条ノ一

1. 裁判所は、証拠調べの前に、訴訟に関する争点を当事者に指摘しなければならない。

2. 裁判所は、証人及び当事者本人の尋問は、これを集中して行わなければならない。